

ごみ出しサポート等事業のお知らせ

問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111(127・128)

町では、ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者の方などを対象にサポートを行っています。

【対象者】

親族、近隣の方などの協力を得ることが難しく、家庭ごみを収集所に持っていくことが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者のみの世帯で、以下の項目のいずれかに該当する方

- 1 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- 2 身体障害者手帳の交付を受けた方
- 3 療育手帳の交付を受けた方
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

【収集するごみの種類・分別方法】

大崎町のごみ出しルールと同じく、資源ごみ、生ごみ、一般ごみに分別して出させていただきます。(粗大ごみは、別途リサイクルセンターへの申込みになります。)

【収集方法は】

町が定めた曜日に玄関先等に出していただいた家庭ごみを、収集に伺います。

【申請手続き】

まずはお電話にてご相談ください。役場住民環境課環境対策係に備え付けの申請書によりお申込みください。役場までお越しになれない方は、代理人でも可能です。(ヘルパー等)

【可否決定】

申請受付後、ご自宅に職員が訪問して申請者の状況を調査し、利用の可否を決定します。

2019年工業統計調査を実施します！

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(221・222)

政府統計
経済産業省
総務省・経済産業省・都道府県・市区町村
http://www.meti.go.jp

工業統計 総務

ぜひインターネットでご回答ください。

- 2019年工業統計調査は、従事者4人以上の全ての製造事業者を対象に、2019年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。
- 調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。